

件名：

シカゴ市の復興計画第4段階：ガイドラインの一部変更

ポイント：

9月28日、シカゴ市は、現在進行中の復興計画第4段階のガイドラインに関し、新型コロナウイルスに係る新規症例数や陽性率などの指標が継続的に改善されたため、レストランやバーなどを含む一部の事業者に対する規制を10月1日から変更すると発表しました。詳細については本文と関連のリンクをご覧ください。

本文：

9月28日、シカゴ市は、現在進行中の復興計画第4段階のガイドラインに関し、新型コロナウイルスに係る新規症例数の減少や陽性率が5%を下回ったことなど、重要な医学的指標が継続的に改善されたため、一部の事業者に対する特定の規制の変更を下記のとおり発表しました。

1 発効日時：2020年10月1日（木）午前5時から

## 2 新たな緩和措置

### （1）屋内収容人数の拡大（最大40%へ緩和）

・レストラン、ヘルス&フィットネスセンター、パーソナルサービス、小売店、その他のすべての施設で、これまで屋内収容人数が定員の25%に制限されていたものを、最大40%に拡大。

・ただし、1つの部屋またはスペース内の総顧客数が50人までという規制並びに1つのテーブルにつき6人までという規制は引き続き適用される。

### （2）バーの再開

・ビール醸造所、居酒屋、バー、その他食品免許を持たずにアルコールを提供している施設は、収容定員数の25%または50人のいずれか少ない方の人数で、屋内の座席で再開することが可能。

・サービスは、一つのグループごとに2時間以内に制限される。

・顧客は飲食中または注文する際は着席していなければならない（注文するためにバーカウンターに行くことはできない。）。

### （3）バーやレストランの販売及び営業時間の延長

・バー、レストラン、およびアルコールを提供するその他の施設は、屋内または屋外における消費のためにアルコールを午前1時まで販売することが可能。

・営業は午前1時30分まで可能。

・パッケージ商品の営業許可書（Packaged Goods license）を有してアルコール販売をする酒店、食料品店、および持ち帰りアルコールを販売するその他の施設は、引続き午後9時にアルコールの販売を停止しなければならない。

（4）フィットネス・クラスなどのグループ人数の拡大

・ヘルス・クラブやフィットネス・クラブにおけるクラスや学校における放課後プログラムの活動の最大グループ人数が10人から15人に増加。

（5）パーソナルサービスの規制緩和

・フェイシャル、髭剃り、その他の個人的なサービスで、必要であればマスクなどのフェイス・カバリングを取り外すことが可能。

### 3 新たな追加措置

（1）外食施設やバーで食事をする際には、飲食をしている場合を除き、着席中は必ずマスクなどフェイスカバーを着用しなければならない。

（2）屋内のバー、居酒屋、ビール醸造所では、顧客は席から注文しなければならない。

（3）屋内で営業を再開するバー、居酒屋、ビール醸造所は、顧客が常に食事を利用できるように、食品施設と提携しなければならない（例：顧客が第三者の配達サービスから注文できるようにするため、メニューを用意して配達を可能にする、）。

（4）レストランやバーは、予約を受ける際、また、予約のない顧客をテーブルに案内する際、顧客の連絡先を追跡できるように、Eメールアドレスや電話番号を保持する必要がある。

（5）マスクなどのフェイスカバーを外す必要がある個人的なサービスでは、その時間を15分以内に抑えることが推奨され、サービスを行う従業員は常にフェイスカバーを着用しなければならない。

（6）すべての事業所では、顧客や従業員のために入店時に使用するハンド・サニタイザー（殺菌剤）を用意する必要がある。

○規制の一部緩和後も外出時におけるマスクやフェースカバーの着用および社会的距離の確保が求められていますところ、在留邦人の皆様におかれましては、引き続き安全確保と関連情報の収集に努めてください。

○シカゴ市の発表

[https://www.chicago.gov/city/en/depts/bacp/provdrs/business\\_support\\_tools/news/2020/september/easingphasefourguidelines.html](https://www.chicago.gov/city/en/depts/bacp/provdrs/business_support_tools/news/2020/september/easingphasefourguidelines.html)

○最新ガイドライン

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/reopening-business-portal.html>

○6月24日付領事メール（「シカゴ市における復興計画4段階への移行に係る発表」）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100067395.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。